の情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されて関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴について第五十三条の十 保険会社は、その業務上取り扱う個人である顧客に(特別の非公開情報の取扱い)	合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき 損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない (返済能力情報の取扱い) 第五十三条の九 保険会社は、信用情報に関する機関(資金需要者の の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であって個人で ある資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の 潜能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための 措置を講じなければならない。	情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場第五十三条の八 保険会社は、その取り扱う個人である顧客に関する(個人顧客情報の安全管理措置等)	改正案
(新設)	(新設)	(新設)	
			現
			行

めの措置を講じなければならない。と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するたいない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他必要

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 提出する意見書について、 当を行うために日本において設ける勘定について、 第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合につい 十八条の 第四十九条中 における保険計理人が当該外国保険会社等の日 払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本にお 本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支 険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日 第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保 おいて準用する法第百十五条第 定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条 条の六から第五十三条の十までの規定は外国保険会社等について、 る保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本 第四十八条の五及び前条」とあるのは 第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配 五」とあるのは 第四十九条、 第五十条中 「第四十七条、 第五十条、 「第四十七条、 「第百三十九条、 それぞれ準用する。 第四十八条、 項 の価格変動準備金について、 第五十二条の五及び第五十二 第四十八条、 第四十八条の三及び第四 第百四十条及び第百四十 「第百三十九条、 この場合において、 本における代表者に 第六十六条の規 第四十八条の 第百四

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合につ 条の三」と、 提出する意見書について、 払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本にお 当を行うために日本において設ける勘定について、 条の六から第五十三条の七までの規定は外国保険会社等について、 十八条の五」とあるのは 第四十九条中 における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に る保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日 本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支 険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が 第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保 おいて準用する法第百十五条第一 定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条 第四十八条の五及び前条」 第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配 第四十九条、 第五十条中 「第四十七条、 第五十条、 「第四十七条、 「第百三十九条、 それぞれ準用する。 第四十八条、 とあるのは 項 の価格変動準備金について、 第五十二条の五及び第五十二 第四十八条、 第四十八条の三及び第四 第百四十条及び第百四十 「第百三十九条 この場合におい 第六十六条の 第四十 第百四

顧客」 のは 関係者」とあるのは 第百九十九条 において準用する法第九十八条 」と、 保険契約者」 条又は第九十九条」 における顧客」 定関係者」とあるのは 九十四条第一項 条の三の二中 店等」と、 五十三条の三中 八十五条第一項 0 九条」と、 る法第九十七条 五十三条の六において同じ。 十条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十 とあるのは 「営業所又は事務所」とあるのは は 「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等 「顧客」とあるのは (法第八条第一項 「日本における業務」と、 「第百五十三条第一号」と、 同条第 第五十三条中 「顧客」とあるのは と 「日本における顧客」 「業務」とあるのは ۲ に規定する特殊関係者をいう。 に規定する支店等をいう。 「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支 同条第 第九十八条又は第九十九条」 項第 とあるのは 第五十三条の七中 「特殊関係者」と、 「日本における顧客」と、 に規定する特定関係者をいう。 「特殊関係者」 一号中 「保険契約者」とあるのは 項 第)」とあるのは 「日本における顧客」と、第五十三 「顧客」とあるのは「日本における 「法第百九十九条 「法第九十八条」 とあるのは 号 中 第五十三条の二中 「日本における支店等」と、 「日本における業務」と、 と と 「法第九十七条、 「第七十四条第一号」とある 第五十三条の四中 第五十三条の六中 一顧客」とあるのは 以下同じ。)」と、 「特殊関係者 ٤ 以下同じ。 第五十三条の五中 において準用す 「日本における 「業務」とある 同条第三項 「業務」 次条及び第 第九十八) | |と 「特定関 (法第百 (法第百 とあ 「日本 「顧客 「特定 法 第 特

顧客」 」とあるのは「日本における顧客」 のは のは 条又は第九十九条」 における顧客」と、 関係者」とあるのは 係者(法第八条第一項 条の三の二中 店等」と、 八十五条第一項 中 第百九十九条 において準用する法第九十八条 」と、 保険契約者」 九条」と、 る法第九十七条 定関係者」とあるのは 九十四条第一項 五十三条の六において同じ。 五十三条の三中 十条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十 「営業所又は事務所」とあるのは 「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等 「顧客」とあるのは 「日本における業務」と、 「第百五十三条第一号」と、 と 同条第一項第 第五十三条中 「顧客」とあるのは と 「業務」とあるのは に規定する特殊関係者をいう。 「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支 に規定する支店等をいう。 同条第 第九十八条又は第九十九条」 とあるのは 第五十三条の七中 「特殊関係者」と、 「日本における顧客」と、 に規定する特定関係者をいう。 特殊関係者」 一号中 「保険契約者」とあるのは 一項第)」とあるのは 「日本における顧客」と、第五十三 「顧客」とあるのは「日本における 号中 「法第百九十九条 「法第九十八条 」とあるのは 第五十三条の二中 「日本における支店等」と、 「日本における業務」と、 と、 と 「第七十四条第一号」とある 「法第九十七条、 第五十三条の四中 「顧客」とあるのは 第五十三条の六中 以下同じ。)」と、 「特殊関係者 と 以下同じ。 第五十三条の五中 において準用 「日本における 「業務」とある 同条第三 「業務」 次条及び第 第九十八 (法第百 「特定関 (法第百 とあ 日 「特定 「顧客 項 لح 第

るのは 五十二 期の帳簿価額」 会又は定時社員総会 第四条第二項第二号 契約者」と、 第六十二条本文中 る顧客」 における事業年度に係る毎決算期」と、 における業務」と、 本における保険契約」と、 「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産 る資金需要者」 とあるのは 「法第百八十七条第三項第四号 同項第一号中 一条」と、 第六十六条中 同条第一号中 返戻金その他の給付金」 日 「帳簿価額」とあるのは 週間前」 第五十一 本における保険契約」と、 第六十三条において準用する第二十六条第三項中 第五十三条の八中 と 同条第二項中 「第百五十七条」と、 とあるのは 「商号又は名称」 「保険契約 第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは 一条の九中 「毎決算期において保有する資産」とあるの 」とあるのは 「保険契約者」とあるのは「日本における保険 (総代会を設けているときは、 「顧客」とあるのは 第五十三条の 第七十三条第一項中 「業務報告書の提出期限の三週間前 「法第四条第二項第四号 と とあるのは 資金需要者」 「日本における事業年度に係る決算 ر د کر 顧 とあるの 「法第百八十七条第三項第二号 十中 客」 「毎決算期」 第八十二条第一項中 「保険金等」とあるのは とあ 「前条」とあるのは 第七十九条第 「日本における顧客」と、 業 日日 一務」 いるのは は とあるの 本における保険契約 「商号、 とあるのは とあるの 「保険契約」とあ 定時総代会) 日 は 」とあるの 名称又は 本における 項中 日本にお は 「定時総 「第百 日本 日本 前 保 法 0 氏 は

るのは

日

本における業務」

と

顧客」

とあるの

は

「日本におけ

第一 九条」と、 時総代会) 第一 るのは 事 の三週間前」 項中「定時総会又は定時社員総会(総代会を設けているときは、 号」とあるのは あるのは とあるのは 保険契約」とあるのは 年度に係る決算期の帳簿価額」と、 ける保険契約」 あるのは 本における資産」と、 産」とあるのは 第三項第二号 」 第三項中 における保険契約者」と、 る顧客」と、 とあるのは「日本における保険契約」と、 項」 名称又は氏名」 項 項中「前条」とあるのは とあるのは の契約者配当準備金又は第二十八条第一項第 「日本における業務」 「日本における事業年度に係る毎決算期」 「法第四条第二項第二号 」とあるのは 「第百五十二条」と、 同項 の会日の 「保険金、 と 第六十二条本文中「保険契約」とあるのは ٤ 第四号中 「日本における事業年度に係る毎決算期において日 と 同項第 と 「法第百八十七条第三項第四号 」と、 「に関する事項」 同条第一 八週間 第六十六条中 同項第三号中「前条」 返戻金その他の給付金」と、 「日本における保険契約」と、 「帳簿価額」とあるのは「日本における事業 「又は社員に対する剰余金の分配に関する 一号中 第六十三条において準用する第二十六条 前 一号中 と 「第百五十七条」 とあるのは 同条第二項中「法第四条第二項第四 「商号又は名称」とあるの 「保険契約者」 と 「顧客」 第七十一条第二項中 「毎決算期において保有する資 同項第五号中 とあるのは 「業務報告書の提出期限 とあるのは 第七十三条第一項中 と とあ 「法第百八十七条 第八十二条第 ۲, 一号の社員配 「毎決算期」と いるのは 日 「第六十四条 第七十九条 「保険金等 「保険契約 「日本にお 「第百五十 「前条」 は 本に 商 日 おけ 定

るのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号 項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とある 者配当準備金又は第二十八条第一項第一号の社員配当準備金」とあ 表者」と読み替えるものとする。 一項中「取締役会」とあるのは は「に関する事項」と、 「第七十九条の二」とあるのは と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、 同項第五号中「第六十四条第一項の契約 「外国保険会社等の日本における代 「第百五十七条の二」と、 同条第 同

本における代表者」と読み替えるものとする。 同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは 同条第二項中 「取締役会」とあるのは 「外国保険会社等の日 「第百五十七条の二

準備金」とあるのは

「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」

ح

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

る行為は、次に掲げる行為とする。 一百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定め

(略)

り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理 び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督につい 生命保険募集人、 当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要か 損害保険代理店又は保険仲立人が、 従業者の監督及 その取

務上取り扱う個人である顧客に関する人種 つ適切な措置を怠ること。 生命保険募集人 損害保険代理店又は保険仲立人が 信条、 門地、 本籍地 その業

保健医療又は犯罪経歴につ

いての情報その他の特別

の非公開情

該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目

(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条 る行為は、 次に掲げる行為とする 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定め

(略)

(新設

(新設)

(略)